

事務連絡

令和6年9月12日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

建築工事届等の様式改正について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築基準法では、建築主が建築物を建築・除却しようとする場合、都道府県知事にその旨の届出を行うこととされており、その際の様式（建築工事届、建築物除却届）が建築基準法施行規則により定められております。

今般、令和7年（2025年）1月1日以降に着工又は除却を行う建築物から様式の改正が予定され、令和6年10月1日に公布・施行予定となっております。

この度、上記様式及び建築工事届等様式改正に係るチラシに関し、国土交通省より、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別添 国土交通省通知文
- ・別紙1 建築工事届（第40号様式）令和6年10月1日公布前
- ・別紙2 建築物除却届（第41号様式）令和6年10月1日公布前
- ・別紙3 建築工事届等改正チラシ

以上

【担当】事業部 三浦

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp